

ゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る水質調査結果について (平成 20 年度) 環境省



環境省は平成 21 年 11 月 16 日、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」(以下、暫定指導指針という。)に基づき、平成 20 年度に都道府県及び地方環境事務所において実施したゴルフ場で使用される農薬についての水質調査の結果を発表しました。

平成 20 年度は 634 か所のゴルフ場を対象に 45 種類の農薬について、延べ 23,403 検体の水質調査を実施し、そのうち指針値を超過した事例はなかったということが明らかになりました。

この調査はゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁を防止するため、平成 2 年 5 月に通知された暫定指導指針に基づき行なっているもので、ゴルフ場周辺の水質汚濁防止のための基礎資料となっています。

当社ではゴルフ場農薬の他にも、土壌・飲料水中の農薬分析についての実績もあります。農薬分析についてご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2009 年 11 月 16 日付 環境省報道発表資料
2009 年 11 月 16 日付 EIC ネット

品質検査箇所 清宮恵美子

